

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☝ 駐車場が小規模宅地の特例を受けられるには

Q：相続税では小規模宅地の減額という特例があるそうですが、駐車場用地も対象になるのでしょうか。

A：対象になります。

ただし、注意しなければならない点があります。

【解説】

相続税では、一定の要件に該当する居住用や事業用の宅地のうち、200㎡までの部分に対して減額するという特例があります。

この特例のことを「小規模宅地等の課税の特例」と言います。

駐車場業や不動産貸付業の用に供されている宅地等については50%評価減されることとなっています。

この特例は「建物若しくは構築物の敷地」を対象としていますので、単に石ころをばらまいただけの駐車場では特例の対象にはなりません。

せめてコンクリートやアスファルト等の舗装用構築物を具備しておく必要はあると思われます。

また、貸付の規模や営業形態などは問われていないものの、「相当の対価」を得て「継続的に」貸し付けられている必要があります。

将来、相続が発生した場合に、この特例を使いたいのであれば、今から要件に該当するかチェックをし、満たすよう整えておくことも必要でしょう。

(措通69の3-10、措令40①)

